

第三章

支援拠点に関するアンケート調査分析

第三章 支援拠点に関するアンケート調査分析（アンケート結果）

1. アンケート概要

(1) 調査の趣旨（目的）

平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の整備に努めなければならないと規定された。

これを受け本調査は、都道府県・市区町村の取組みの現状を調査し、かつ設置促進のために有効な指導・支援手法を研究することを目的とするものである。

(2) 調査対象

全国の市区町村（全市区町村）※政令指定都市含む 1741
都道府県 47

(3) 実施方法・実施時期・回収状況

ア 市区町村（基礎自治体）

調査方法：インターネットを活用したオンラインアンケート

実施時期：平成 30 年 1 月 25 日～3 月 12 日

回答依頼の方法：

「総務省ホームページ（市町村の変遷：都道府県コード及び市区町村コード（平成 28 年 10 月 10 日）」に基づき日本全国の 1741 市区町村（基礎自治体）に、アンケート回答フォームの URL を掲載した書面を郵送して依頼。その後、回答状況を見て、都道府県の担当部署からメールにて同様の URL を送付してもらい、追加の依頼を実施した。

回答状況： 有効回答数 730 回答率 41.9%

イ 都道府県

調査方法：インターネットを活用したオンラインアンケート

実施時期：平成 30 年 1 月 25 日～3 月 12 日

回答依頼の方法：

47 都道府県の児童虐待防止関係等担当課に対し、メールにて回答フォームの URL を案内する形で依頼。回答が進まない都道府県については直接電話で主旨を説明し協力を依頼した。

回答状況：有効回答数 45（福井と静岡からは回答を得られず）

回答率 95.7%

なお、オンラインアンケートの調査項目は、市区町村（基礎自治体）と都道府県で異なるもので実施した。

（※報告書の最後に参考資料としてアンケート票を添付）

(4) 調査項目

ア 市区町村版

①市区町村名、②面積・人口・児童数、③子ども家庭総合支援拠点の類型、④補助金を受けた支援拠点の設置数、⑤支援拠点の位置付けの明記、⑥人材育成について、⑦設置までの課題及び有効だった項目、⑧支援拠点の一部委託、⑨支援拠点設置の可否・予定、⑩支援拠点設置に対するネックについて調査した。

イ 都道府県版

①都道府県名、②人口・児童数、③所管部署名、④支援拠点の説明方法、⑤支援拠点設置推進に向けての働きかけ予定、⑥支援拠点設置に対する課題、⑦支援拠点設置推進への有効手法について調査した。

2. 市区町村（政令市含む）アンケート結果

(1) 子ども家庭総合支援拠点の設置数及び類型

【設問3】支援拠点（機能設置）（平成30年2月1日時点）設置数及び類型

【結果】回答のあった市区町村730のうち、設置済みは93、うち複数設置が1あった。また拠点の類型と設置数は以下のとおり

※設置済市区町村のリストについては章末【資料】に添付

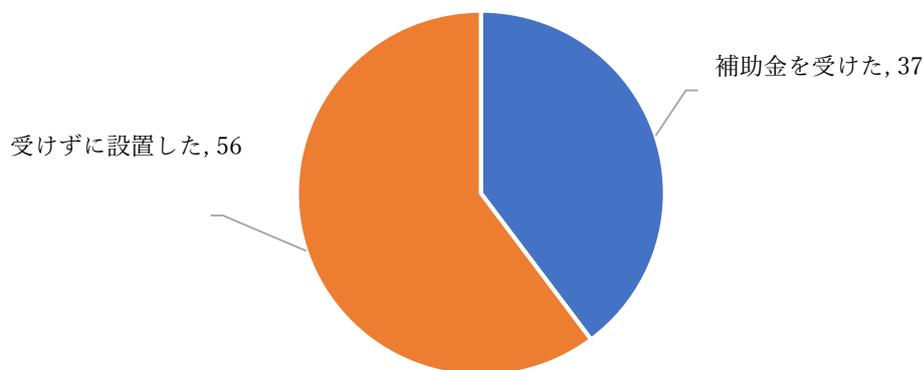
| 類 型 | 設 置 数 |
|--------------|-------|
| 小規模-A型 | 32 |
| 小規模-B型 | 29 |
| 小規模-C型 | 13 |
| 小規模-C型, 中規模型 | 1 |
| 中規模型 | 13 |
| 大規模型 | 5 |
| 合 計 | 93 |

(2) 補助金を受けた支援拠点の設置数

ア 【設問4】国の補助金を受け支援拠点を設置した市区町村の拠点設置数

【結果】設置済み（平成30年2月1日時点）の市区町村93のうち、国の補助金を受けての設置数は37、補助金を受けずに設置した市区町村は56であった

※設置に国の補助金を受けた市区町村のリストについては章末【資料】に添付



イ 国の補助金を受けた市区町村の拠点ごとの配置人員数

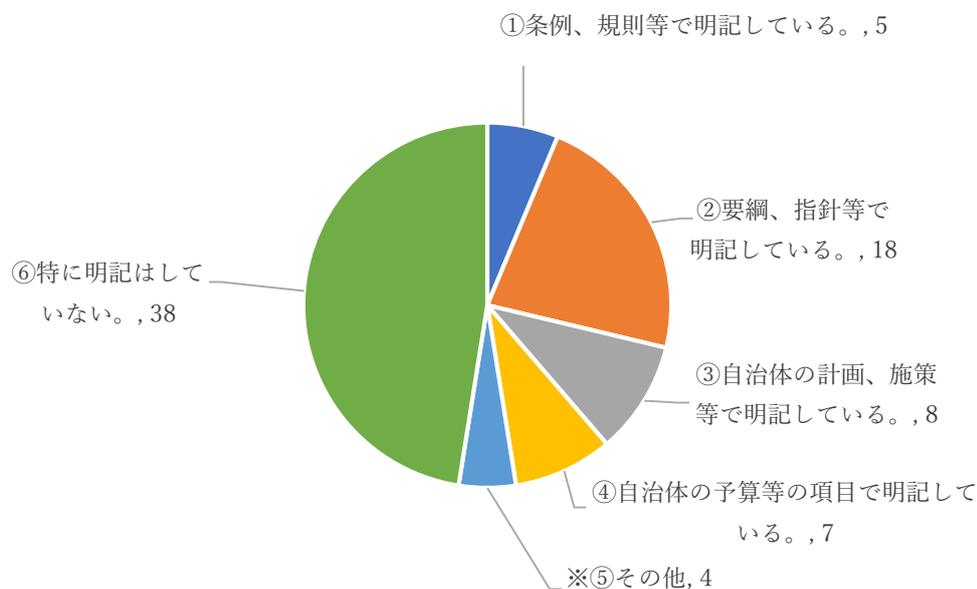
| 類型 | 子ども家庭支援員 | | 心理担当支援員 | | 虐待対応専門員 | | 安全確認 対応職員 | 事務処理 対応職員 | ア～ウ 合計 | ア～オ 合計 |
|-------------|----------|----------------------------|---------|---------------|---------|----------------------------------|--------------|--------------|-----------|-----------|
| | 人数 | 有する資格 | 人数 | 有する資格 | 人数 | 有する資格 | | | | |
| 小規模-A型 | 3 | 保健師、保育士、教員 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 小規模-A型 | 5 | 保育士 | 0 | | 1 | 保育士 | 1 | 1 | 6 | 8 |
| 小規模-A型 | 2 | 教員免許、社会福祉主事 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 小規模-A型 | 3 | 保育士、教員 | 0 | | 2 | 社会福祉士、保健師 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 小規模-A型 | 3 | 保健師、保育士、教員 | 0 | | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 小規模-A型 | 2 | 保健師、教員 | | | 2 | 保健師、相談援助業務従事者 | | | 4 | 4 |
| 小規模-A型 | 2 | 保育士、助産師 | 0 | | 2 | 保育士、助産師 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| 小規模-A型 | 3 | 保健師、保育士 | 0 | | 2 | 保健師、保育士 | 0 | 2 | 5 | 7 |
| 小規模-A型 | 2 | 保健師、教育職員普通免許状 | 0 | | 4 | 教員、保健師 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 小規模-A型 | 2 | 保育士、教育職員 | 1 | 保健師 | 0 | | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 小規模-B型 | 3 | 精神保健福祉士、保育士 | 0 | | 2 | 社会福祉主事（児童相談所所員）、社会福祉士 | 0 | 1 | 5 | 6 |
| 小規模-B型 | 2 | 保育士 | 0 | | 1 | 教員 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 小規模-B型 | 2 | 児童福祉司任用資格、社会福祉主事 | 0 | | 1 | 社会福祉士 | 0 | 1 | 3 | 4 |
| 小規模-B型 | 1 | 保健師 | 3 | 臨床心理士、精神保健福祉士 | 3 | 保健師、心理士、教員OB | | 1 | 7 | 8 |
| 小規模-B型 | 6 | 社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保健師 | 0 | | 3 | 社会福祉士、精神保健福祉士 | 9 | 1 | 9 | 19 |
| 小規模-B型 | 3 | 社会福祉士・精神保健福祉士1 社会福祉士1 教員1 | 1 | 臨床心理士 | 1 | 社会福祉士・教員・保育士 | 3 | | 5 | 8 |
| 小規模-B型 | 7 | 教員免許、保健師、保育士 | 1 | 臨床心理士 | 1 | 社会福祉士 | 0 | 2 | 9 | 11 |
| 小規模-B型 | 2 | 保育士 | 2 | 臨床心理士 | 2 | 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士 | | 1 | 6 | 7 |
| 小規模-B型 | 0 | | 1 | | 0 | | 0 | 7 | 1 | 8 |
| 小規模-B型 | 2 | 児童福祉司任用資格（保育士） | 0 | | 1 | 保健師 | 0 | 0 | 3 | 3 |
| 小規模-C型 | 2 | 看護師、保健師、教員免許 | 1 | 臨床心理士 | 2 | 児童福祉司相当 | 0 | 1 | 5 | 6 |
| 小規模-C型 | 3 | 社会福祉士・精神保健福祉士・保育士 | 0 | | 3 | 社会福祉士・保健師 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 小規模-C型 | 2 | 保健師 教員普通免許（1級） | 0 | | 2 | 保健師 社会福祉士 | 1 | 0 | 4 | 5 |
| 小規模-C型 | 2 | 教員、社会福祉士 | 0 | | 2 | 看護師、社会福祉士 | 2 | 1 | 4 | 7 |
| 小規模-C型 | 4 | 社会福祉士 教員 社会福祉主事 | 0 | | 2 | 保健師 社会福祉主事 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| 小規模-C型 | 5 | 社会福祉士、保健師、保育士、 | 1 | 臨床心理士 | 4 | 社会福祉士、精神保健福祉士、 | 0 | 0 | 10 | 10 |
| 小規模-C型 | 2 | 教員、社会福祉主事で児童福祉事業従事3年以上 | | | 2 | 社会福祉士、精神保健福祉士、厚生労働大臣が定める研修を受講した者 | | | 4 | 4 |
| 小規模-C型+中規模型 | 2 | 社会福祉士、保育士 | | | 3 | 社会福祉士、教員 | | | 5 | 5 |
| | 3 | 社会福祉士、保健師、保育士 | | | 4 | 社会福祉士、保健師、教員 | | | 7 | 7 |
| | 3 | 社会福祉士、保育士 | | | 3 | 社会福祉士、保健師、教員 | | | 6 | 6 |
| 中規模型 | 3 | 保健師 児童福祉司 教員 | 1 | 臨床心理士 | 2 | 教員免許 | 0 | 0 | 6 | 6 |
| 中規模型 | 3 | 社会福祉士 保育士 | 1 | 臨床心理士 | 2 | 社会福祉士 | 1 | | 6 | 7 |
| 中規模型 | 5 | 児童福祉司任用資格1、保健師1、臨床心理士1、教員2 | 2 | 臨床心理士2 | 2 | 児童福祉司任用資格2 | 0 | 0 | 9 | 9 |

| | | | | | | | | | | |
|------|---|---------------------------|---|---------------|----|--|---|---|----|----|
| 中規模型 | 7 | 保育士、助産師 | 1 | 臨床心理士 | 6 | 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士 | 0 | 1 | 14 | 15 |
| 中規模型 | 3 | 社会福祉士、児童福祉司任用資格を有する者 | 2 | 臨床心理士、精神保健衛生士 | 10 | 社会福祉士、社会福祉士となる資格を有する者、教員免許を有する者、児童福祉司任用資格を有する者 | 1 | 1 | 15 | 17 |
| 中規模型 | 5 | 社会福祉士、精神保健福祉士 | 1 | 臨床心理士 | 3 | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師 | 2 | 1 | 9 | 12 |
| 中規模型 | 6 | 教員（幼・小）、保育士、社会福祉士、看護師、助産師 | 2 | 臨床心理士 | 5 | 保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、教員（小） | 0 | 0 | 13 | 13 |
| 大規模型 | 5 | 保健師、社会福祉士、教員、保育士 | 2 | 保健師、臨床発達心理士 | 11 | 保健師、社会福祉士、教員、幼稚園教諭 | 0 | 2 | 18 | 20 |
| 大規模型 | 7 | 社会福祉士、教員、保育士、社会福祉主事、児童福祉司 | 2 | 社会福祉士、精神保健福祉士 | 8 | 社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事 | 0 | 0 | 17 | 17 |

(3) 支援拠点の法的位置付け等

ア 【設問5】支援拠点（機能設置）設置済み市区町村の法的位置付け等（複数回答）

【結果】「要綱、指針等で明記している」が18あるが、「特に明記はしていない」という回答も38あった



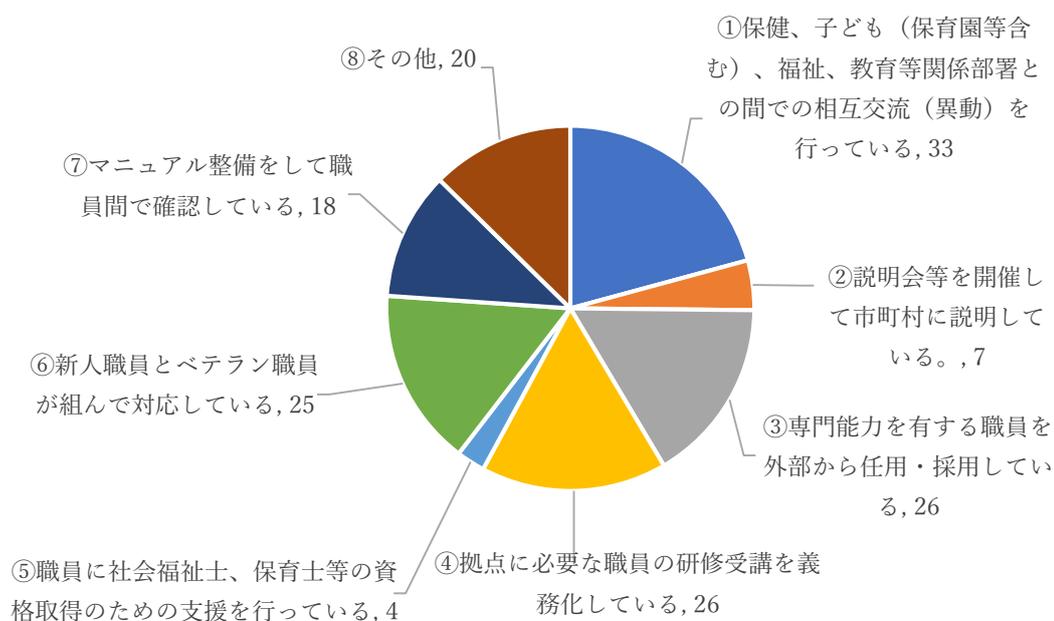
イ ※「⑤その他」の補足説明としては以下のとおり

- ・ こども課内にこども家庭総合支援拠点を設置
- ・ 事務分掌規則に明記予定
- ・ 今後、自治体の計画を見直し明記していく予定
- ・ 要綱、指針などを策定中

(4) 人材育成

ア 【設問6】人材育成について、支援拠点に配置する職員に関して定め、運用、工夫をしているか（複数回答）

【結果】「異動を含む相互交流」33、「外部から任用・採用」26、「研修受講を義務化」26、「新人とベテランが組む」25が主な内容となった



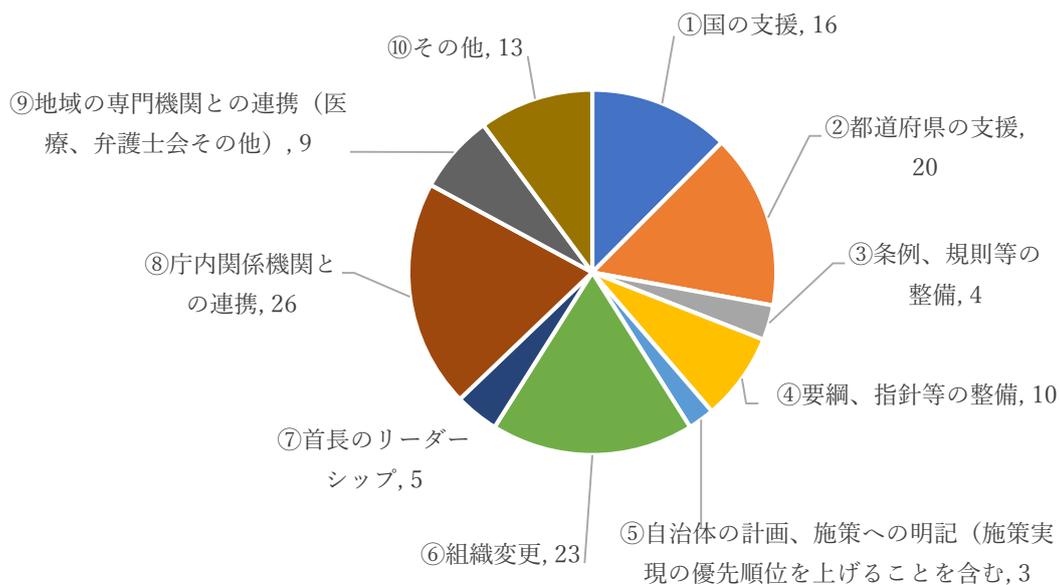
イ 人材育成についての具体的手法（原文ママ抜粋）

- ・新人職員とベテラン職員が対になるよう心掛けているが、ベテラン職員が不足している
- ・定期人事異動に際し、複数人の異動がないよう要望している
- ・児童福祉司任用資格の取得を目的として、区市町村相談業務研修の受講をしている
- ・相談や支援等の業務に関するマニュアルを整備し、職員間で共通認識を図っている
- ・福祉分野で専門性を有する法人に事業を委託している
- ・資格を持った職員を持つこともだが、多世代（児童、親世代、祖父母世代）に対応できる人材を確保している
- ・外部のSVにより、実務者会議等における助言指導を行っている
- ・「県子ども虐待防止マニュアル」を参考に、本市の「〇〇市子ども虐待対応マニュアル」を作成
- ・支援拠点の業務推進のための手順やツールを整備している

(5) 設置までの課題及び有効だった項目

ア 【設問7】支援拠点（機能設置）設置までの課題および有効だった項目（複数回答）

【結果】「庁内関係機関との連携」26、「組織変更」23が設置に有効だった。そのあと「都道府県の支援」20、「国の支援」16が続く



イ 有効だった項目の具体的な内容（原文ママ抜粋）

①国の支援

- ・補助金支援（賃金、旅費、需用費）
- ・通知・指針等による助言指導
- ・専門職（虐待対応専門員）の雇用で財政面（予算）での支援

②都道府県の支援

- ・県としての拠点の位置付けを整理して明示
- ・県が主催する会議・研修の受講
- ・拠点整備に伴う県費補助

③条例、規則等の整備

- ・市独自条例の制定
- ・すでに整備している他市に条例等について問い合わせ

④要綱、指針等の整備

- ・関係者間の共通認識を図り庁内の理解を得ることが出来る
- ・専門職採用の必要性が認識された
- ・支援拠点の業務推進のための考え方や具体的対応を整理
- ・〇〇市子育て世代包括支援センター事業実施要綱

⑤自治体の計画、施策への明記（施策実現の優先順位を上げることを含む）

- ・〇〇市版ネウボラ事業などの子育て支援施策
- ・事業計画に今後の取り組みと方向性について明記
- ・長期総合計画して「こどもを核としたまちづくり」を掲げている
- ・〇〇市子ども・子育て支援事業計画

⑥組織変更

- ・福祉課に「子育て支援室」を新設
- ・母子保健と子ども家庭を統合
- ・相談支援に特化した部署を設置
- ・「こども未来部」を新設し3部門を集約予定
- ・子ども家庭相談を専任で担当する係長を追加配置、かつ子どもの権利相談員を新規配置
- ・子ども総合相談室を設置
- ・母子保健分野と児童福祉分野が同一課に

⑦首長のリーダーシップ

- ・市長、担当部長による設置に向けたリーダーシップがあった
- ・こども未来部新設を公約に掲げる市長が就任した
- ・市長が市長選挙時にマニフェストとして掲げた
- ・中核市として全国で初めて児童相談所設置を決める

⑧庁内関係機関との連携

- ・情報共有体制を整えることが有効
- ・関係機関との連携について調整
- ・市長部局の関係部署との連携体制を再構築

⑨地域の専門機関との連携（医療、弁護士会その他）

- ・地域福祉総合支援システムを構築
- ・健康課に協力要請

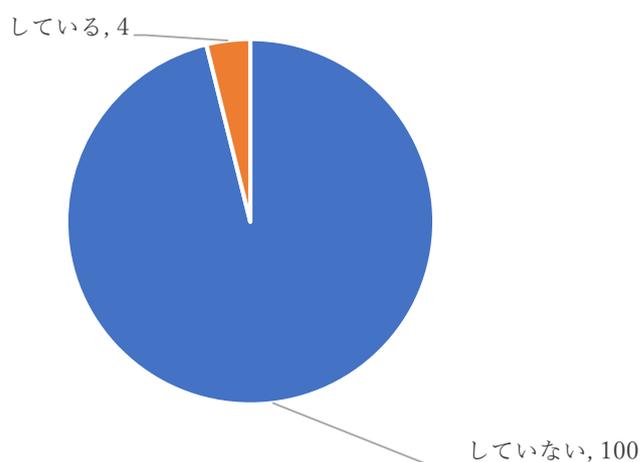
⑩その他

- ・ハード面及びソフト面がすでに整備されていた
- ・採用後に社会福祉士資格を取得する正規職員が増えている
- ・県が推進する「CLM と個別の指導計画」の取り組みが有効
- ・地域特性から、さらに機能設置なされている

(6) 支援拠点の一部委託

ア 【設問 8】 支援拠点の一部委託の有無

【結果】 委託をしている自治体は殆どなかった



イ 「一部委託している」の内容 (原文ママで抜粋)

- ・指定管理者制度によりセンターを運営し、市にセンター全体の管理担当職員を配置している。
- ・利用者支援事業、虐待対応事業、預かり事業等を全部委託
- ・子育て短期支援事業、子育て援助活動支援事業
- ・記載なし

(7) 支援拠点設置の可否・予定

ア 【設問9】支援拠点設置の可否・予定

【結果】2017年度中に2か所、2018年度中に41か所、2019年度中に29か所、2020年度中に16か所、2021年度以降に9か所が設置される予定である

| 設置予定年度 | 個数 |
|----------|----|
| 既に設置済み | 61 |
| 2017年度中 | 2 |
| 2018年度中 | 41 |
| 2019年度中 | 29 |
| 2020年度中 | 16 |
| 2021年度以降 | 9 |

(なお、2(1)設問3の設置数との相違があるが自治体の記載のとおりを集計している。)

イ 設置予定の場合の類型

2017年から2021年度以降設置予定の市区町村のうち、類型については以下のとおり

| | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 2021以降 |
|--------|------|------|------|------|--------|
| 小規模-A型 | 1 | 13 | 18 | 9 | 4 |
| 小規模-B型 | | 8 | 1 | 3 | 1 |
| 小規模-C型 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| 中規模型 | | 12 | 7 | 2 | 2 |
| 大規模型 | | 4 | | 1 | 1 |

また、【備考】として自由回答の項目を設けたところ、以下の回答が寄せられた(原文ママ抜粋)

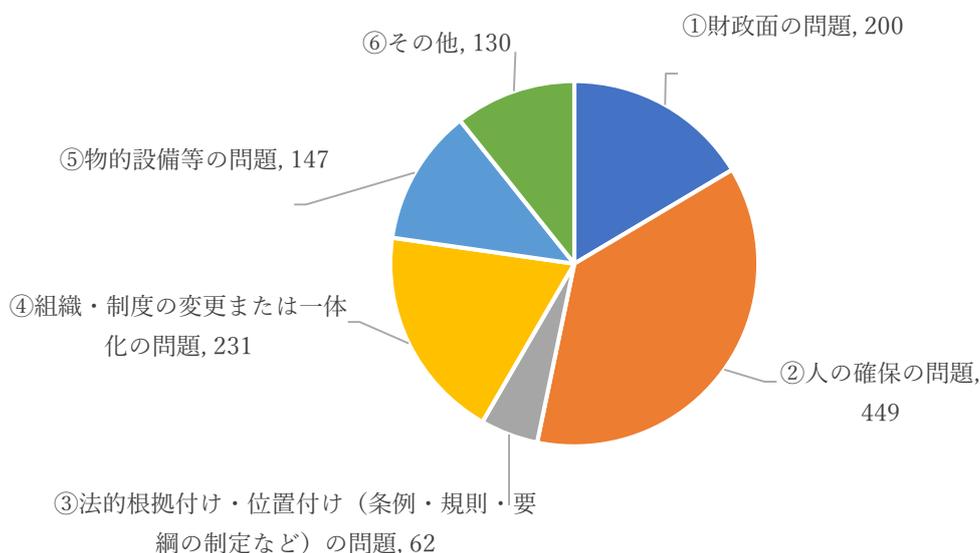
- ・子育て支援課と〇〇子ども家庭支援センター(指定管理)を一体として支援拠点機能に位置付ける
- ・要対協調整機関の職員として子ども家庭支援員や虐待対応専門員の業務も兼ねており人員不足である
- ・国基準の支援拠点については、心理士配置要件を満たせていないため、設置できない

- ・市として位置付けを明確にできてはいないが、事業内容は総合支援拠点設置運営要綱に相当する
- ・詳細の制度の把握ができておらず、対応が難しい。事案に対応する機能は十分であると判断
- ・子ども家庭支援センターの機能が認められれば、支援拠点の設置といえる

(8) 支援拠点設置に対するネック（未設置の市区町村 637 対象）

ア 【設問 10】支援拠点設置のネックになっている事柄（複数回答）

【結果】「人の確保」449、「組織・制度の変更」231、「財政面」200 が大きな問題になっていることが分かった。



イ 具体的な理由や原因（原文ママ抜粋）

① 財政面の問題

- ・ 正規職員の人件費の補助制度がないので、財政面の負担は大きい
- ・ 小さな自治体なので、費用対効果が見込みにくい
- ・ 2分の1補助であるので、人件費の確保が困難。また、補助もいつまであるかわからない
- ・ 補助金のメニューの内容がわかりづらい
- ・ 拠点の標準配置を全て満たして、国費 1/2 の補助では困難。補助ではなく、交付金等での支援が必要
- ・ 1 か所あたり〇〇円の単価設定ではなく、メニューごとの補助形式にできないか

- ・ 1/2の補助があったとしても、残りの1/2の確保が困難である
- ・ 市財政を緊縮している中での優先順位をどう考えて扱い設置を行うか
- ・ 少子高齢化に伴う税収減と扶助費増のため、施策の優先順位を考慮する必要がある

②人の確保の問題

- ・ 資格取得者の人材が十分ではなく、他部署との調整が必要
- ・ 専門職の確保が困難。一般行政職でも研修等の受講により当面代替え可能とするなどの措置が必要
- ・ 正規職員の増員や臨時職員の確保が困難。児童虐待に関する対応ができるような経験や資格を有する者がなかなか見つからない
- ・ 支援拠点を設置する程の業務量が見込まれず、要保護児童対策調整機関が兼務することで足りる
- ・ 必要資格のある職員の配置・確保が難しい。資格の緩和をお願いしたい
- ・ 保育士や保健師等、必要とする人材については、他部署でも確保に苦慮している
- ・ 常時であること及び資格要件のハードルの高さ
- ・ 専門職員の確保と人事異動等による専門性の確保
- ・ 支援拠点の最低配置人員の常時を確保する事が勤務ローテーションの中で困難
- ・ 社会福祉士等の資格を持つ相談員が正規職員ではなく嘱託職員であるため、専門職の継続的な確保が難しい
- ・ 保健師等の専門職は現在他業務においても不足
- ・ 相談や専門的対応に適した人材の確保が正規対応できず、臨時等では賃金の安さから適した人材の確保が難しい
- ・ 正規職員の人事異動による資格取得者の減や、職員の育休等による人員減により、最低配置人数を下回ると補助対象でなくなる
- ・ 職員の配置基準があるため、他事業との兼ね合い等の調整が必要
- ・ 相談員の専門性が求められるが、正規職員は事務職が人事異動の対象となるため、資格要件と研修受講要件を満たすのが現状では難しく、非常勤の有資格者についても勤務条件等から研修受講のハードルが高い。
- ・ 児童数が少なく、現状の福祉部署（児童・母子）で支援拠点の役割を兼任できているため、新たに人員を確保するのは困難

③法的根拠付け・位置付け（条例・規則・要綱の制定など）の問題

- ・ 支援拠点の設置は何をもって設置となるのかわからない。条例、要綱等、参

考になるものが必要

- ・内容等について設置規模ごとの条例・規則・要綱の事例を提示いただきたい
- ・これまでの家庭児童相談員との役割の違い等が不明確なため、法的位置付けが難しい
- ・国が設置要綱案を示してほしい
- ・先進地の要綱等参考にさせていただきたい
- ・努力義務であるため、法的根拠が弱い。既存の組織でできていることもあり、看板を上げるだけになるのではないかと思われる。設置する前とした後の位置付けが明確でない
- ・今すぐの設置が義務付けられているわけではないため、近隣町村の動向も見ながら検討したい
- ・現状と大して変わらないが、「根拠」という位置付けで何が変わるのか制定時に説明できない

④組織・制度の変更または一体化の問題

- ・保健センター、支援拠点、相談員等、子育て支援に関わる機関と、それぞれの役割について調整を行う必要がある
- ・現在、小規模であるがゆえに、保健、こども、福祉、教育が何事も一体的に取り組んでいる。しかし法的には、それぞれに設置を求められ、組織化、制度化の枠を作らなければならない
- ・要綱に示されている支援拠点の業務内容が現在複数の課で行われているため、大幅な組織の改編が必要となる
- ・市の体制や機構改革の方向性が決まらない
- ・担当業務が広すぎて、それを担うだけの体制を整備するのが難しい
- ・小さな町村で、一人の職員が多くの業務を兼務しており、家庭総合支援拠点設置の優先順位が低い
- ・他市町村の先行事例を参考にしながら検討したい
- ・現状の組織で同じような内容を実施していると考えており、これまでの組織の変更が困難
- ・ケース記録等の現在使用している様式をガイドライン等改正法に合わせたものに変更する必要がある
- ・小規模自治体にとって体制のモデルがなくどのように整備すべきか悩む
- ・現体制で上手く運用できているため、新体制を構築するメリットとデメリットの説明がしにくい
- ・子どもの支援のための協議会や子育て世代包括支援センターなどの組織が多すぎて組織の位置づけや設置の優先順位の判断が困難

⑤物的設備等の問題

- ・施設で支援拠点のスペースを確保することが困難であり、必要な物的設備等の確保が財政的にも困難
- ・施設整備に要する財政的負担が大きい
- ・支援システム導入の必要性
- ・支援拠点の場所をどこにどのような形で設置すればいいのか、具体策がない
- ・独立した相談室や親子の交流スペースの確保が難しい

⑥その他

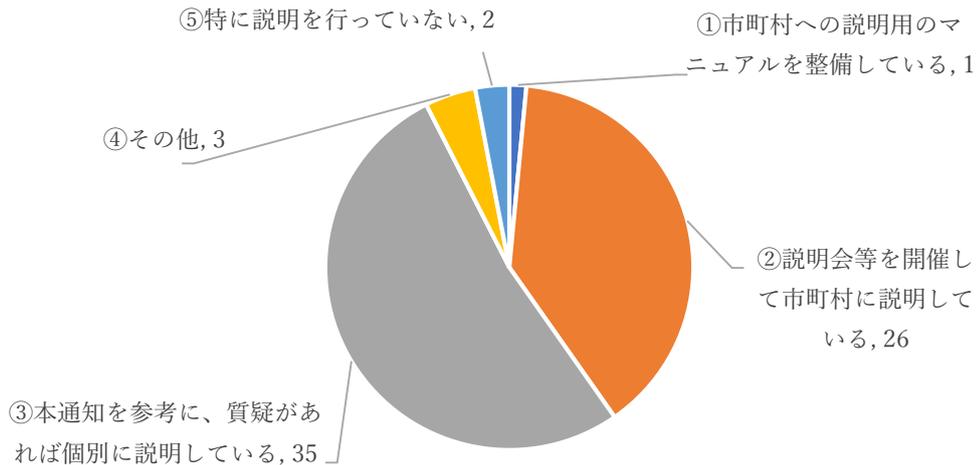
- ・児童虐待のケースが年1件あるかないかの自治体で施設を整備することは難しい
- ・同じような規模（町）で設置している自治体がない
- ・拠点設置による具体的なメリットが判然としない。現在の実務・各支援策における連携等においてどのような課題があり、設置によりどのように改善が期待できるということを示してほしい
- ・小規模自治体においては支援拠点を設置しなくとも関係部署の連携が密であり、支援拠点を設置しなくとも十分な対応が取れている
- ・複数の課にまたがる事業のため、何から取り掛かればいいのか、また相互の業務分担もよく分からない
- ・支援拠点設置のニーズはあっても、利用する人が少ない
- ・これだけの規模の業務を実施するにあたり、補助額が低いのではないか
- ・現状、理解に乏しいところもあるため、具体的な組織の説明や設置後の運営実態などをご教授いただくとありがたい
- ・具体的にどのような要件を満たすと支援拠点として認められるか。具体的な取り組み例や取組に関するマニュアル等を示していただくとありがたい

3. 都道府県アンケート結果

(1) 支援拠点の説明方法

ア 【設問4】支援拠点の説明方法（複数回答）

【結果】「質疑があれば個別に説明している」が35と最も多かった。次いで、「説明会等を開催する」が26あった



イ 具体的な方法

① 市町村への説明用のマニュアルを整備している

研修の際に、支援拠点の設置に関する説明をパワーポイントにまとめ、資料として提示

② 説明会等を開催して市町村に説明している

研修・講習会を行った、会議・協議会で説明した、H28 法改正を受けて実施、国の支援拠点担当者を講師に招いたなど

③ 本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している

電話で対応、国 FAQ を情報提供、質疑応答案を作成、適宜国へ照会、厚労省通知を自治体宛に送付など

④ その他（自由記載）

協議会で支援拠点をテーマに説明やグループワークを実施、児童相談所主催の研修会で説明、個別協議を実施

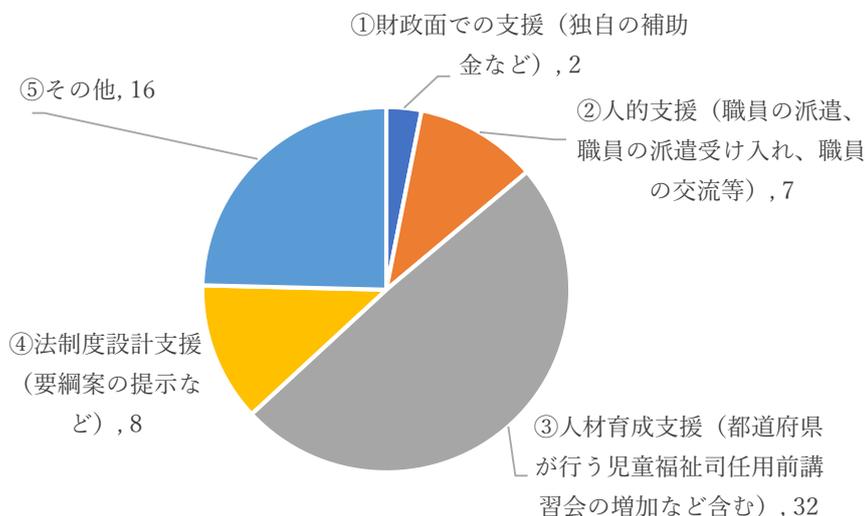
⑤ 特に説明を行っていない（自由記載）

回答した市区町村なし

(2) 支援拠点設置推進に向けての働きかけ

ア 【設問5】支援拠点設置促進に向けてどのような支援・働き掛けを行っていく予定か

【結果】「人材育成支援を行う」が32と最も多かった



イ 具体的な支援方法

① 財政面での支援

人員が整わず国庫補助制度を活用できない市区町村に補助、子供家庭支援センターへの補助

② 人的支援

実務研修を調整、市町村職員を児童相談所に受入れ、市町村へ出向いて協議、職員派遣、職員の相互交流など

③ 人材育成支援

会議や研修で説明、講習会の実施、研修の講習日を増やす、市町の後方支援を行う部門が一緒になって相談対応を行う、多人数が収容できる会場の確保、ケースワークの流れ（情報収集のポイント、援助方針の立て方等）を身に付けてもらう、児相職員（児童心理司、児童福祉司等）が市町を巡回など

④ 法制度設計支援

個別ヒアリングを実施、国庫補助事業の周知、要綱案を確認、要綱例や他自治体での取組例の提供など

⑤ その他

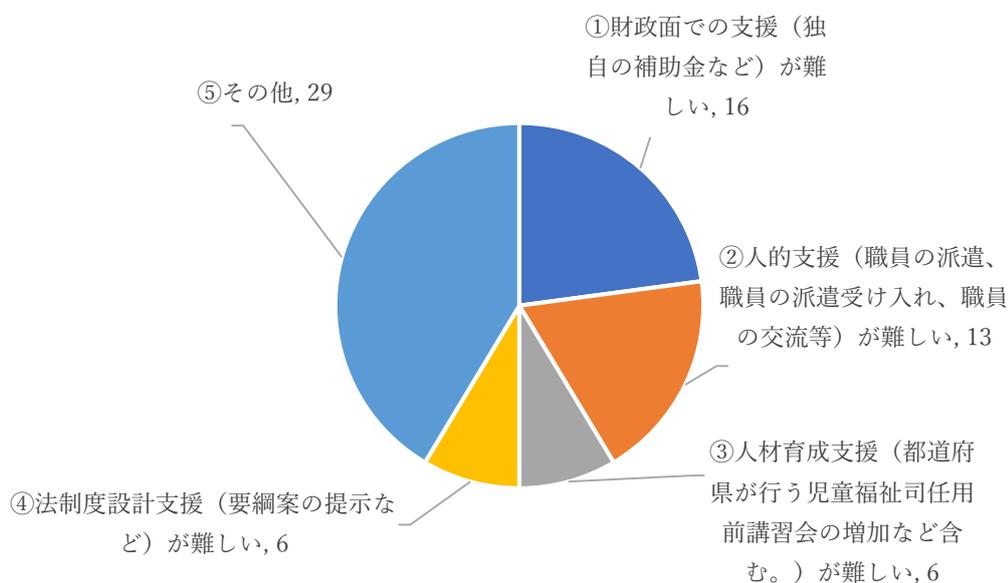
支援を検討中、未定、市町村からの相談対応、支援要望を聞く、働きかけを行う、研修を企画、説明会を開催、モデルを提示など

(3) 支援拠点設置に対する課題

ア 【設問5】支援拠点設置を働きかける上での課題

【結果】「財政面」で16、「人的支援」で13が難しいと答える

また「その他」が29と最多で、財政・人的以外の課題も多いことが分かった



イ 具体的な課題

- ① 財政面での支援（独自の補助金など）が難しい
補助金の新設が困難、財政状況から独自は難しい、国庫補助制度の活用が難しい、実施例が少ないため検討が難しい、必要な設備を設けることが難しい、市町村が主体的に行うことに対して県が経済的支援を行うことが難しい、予算の確保が困難など
- ② 人的支援（職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等）が難しい
人材不足であり派遣は困難、専門職の確保が難しい、児童福祉司の業務が多忙、人事交流の実績が少ない、県の職員数が縮減されている、児童相談所が対応に追われている、基準に合わせた児童福祉司の増員が優先、人的資源の限界から交流派遣等の希望にすべて応えることは困難など
- ③ 人材育成支援（都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む）が難しい。
県では専門職採用しているため任用前講習会を実施していない、担当者の知識や経験の積み重ねが難しい、業務量の関係から講習会の増加は困難など
- ④ 法制度設計支援（要綱案の提示など）が難しい
支援拠点への最低配置等がわかりにくい、支援拠点の規模別要綱案を国に希望、情報収集ができていない、実際の取組事例が少ない。特に小規模など

⑤ その他

専門職の確保が難しい、国からの財政支援がない、各センターの違いを国から明確にしてほしい、「同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担う」ことが難しい、支援拠点とセンターが別々に設置された場合の支援の方法がイメージし難い、規模の小さい市区町村には負担が大きい、現行の体制で対応できている市区町村もある、要綱に十分な記載がない、要件を満たすことが難しい、毎年配置の最低基準となる人数が変動する、市町の具体的な役割等のイメージがつかない、恒常的に資格要件を満たすことが難しい、新たに施設整備が必要、必要性を市町村に認識させることが難しい、子ども家庭支援体制に関する他部局の理解が進んでいない、努力規定のためインセンティブになっていない、「支援拠点」のイメージがわかりにくい、県としての結論が出ていない、支援機関設置に係る届出や承認も必須でないなど

(4) 支援拠点設置推進への有効だと考える手法

【設問7】 支援拠点設置促進に向けて有効だと考える手法（自由回答）

【結果】 下記のとおりである

- ・「子育て世代包括支援センター」のように、設置年度を区切り、全数設置の方針を打ち出す
- ・常勤職員を配置することとし、常勤職員分の経済的支援（補助金）を新設
- ・拠点設置の目的、今後の方向性を明確に提示
- ・国による積極的な支援、説明
- ・モデルケースを全国に情報提供
- ・最低配置人員の要件緩和
- ・設置準備及び設置後当面の間の運営費の補助率を嵩上げ
- ・非常勤の賃金に対する補助だけでなく、正規職員の配置に対する交付税措置の増額
- ・段階的な国庫補助の活用など柔軟な支援方策
- ・全国同水準の質を確保するため、国が主催する人材育成研修の実施
- ・段階的に取り組んでいけるような仕組み
- ・スタートアップマニュアルがあると具体的なイメージを持つことができる
- ・「体制整備目標時期」と「体制整備完了」のイメージを市町ごとに明確化

- ・基準を超えての加配を補助金の対象に
- ・運営費の市町村負担割合（1／2）を低くする
- ・国の財政的支援の充実・メニューを増やす
- ・支援拠点についての法定化（特に心理職の配置）
- ・大規模自治体は配置人員が多くなり予算が必要。小規模自治体は逆に職員体制に制約があり、類似した事業に予算を充てられない
- ・人員は満たしても設備・器具を整えられず断念している市区町村もある
- ・現在は努力規定である支援拠点の設置を、義務規定に引き上げる

など

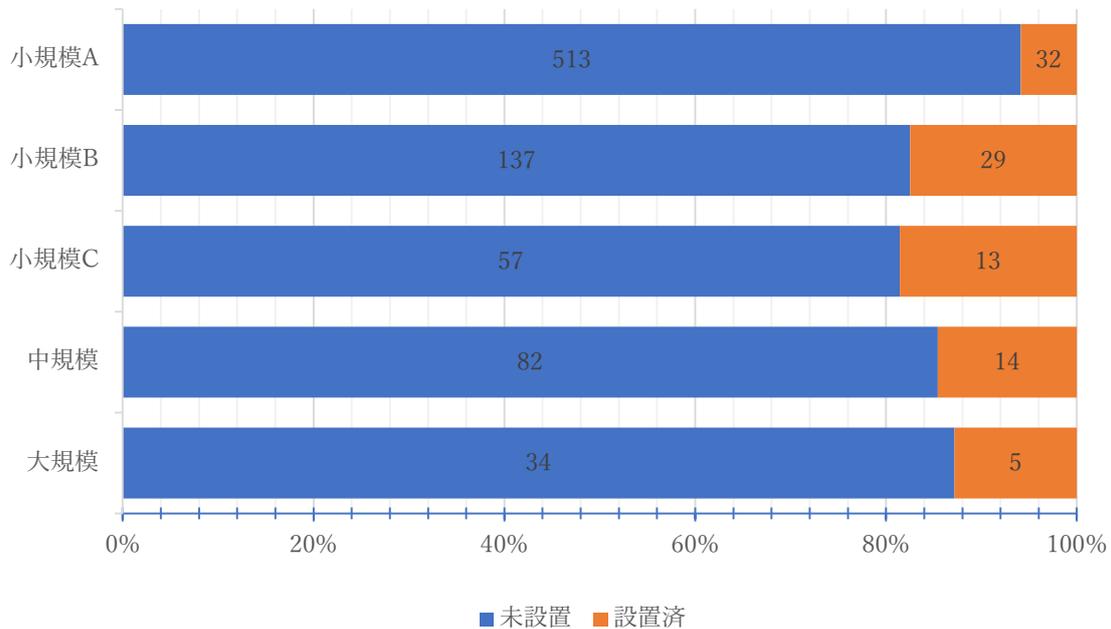
4. 全体の分析

(1) 市区町村（基礎自治体）アンケート

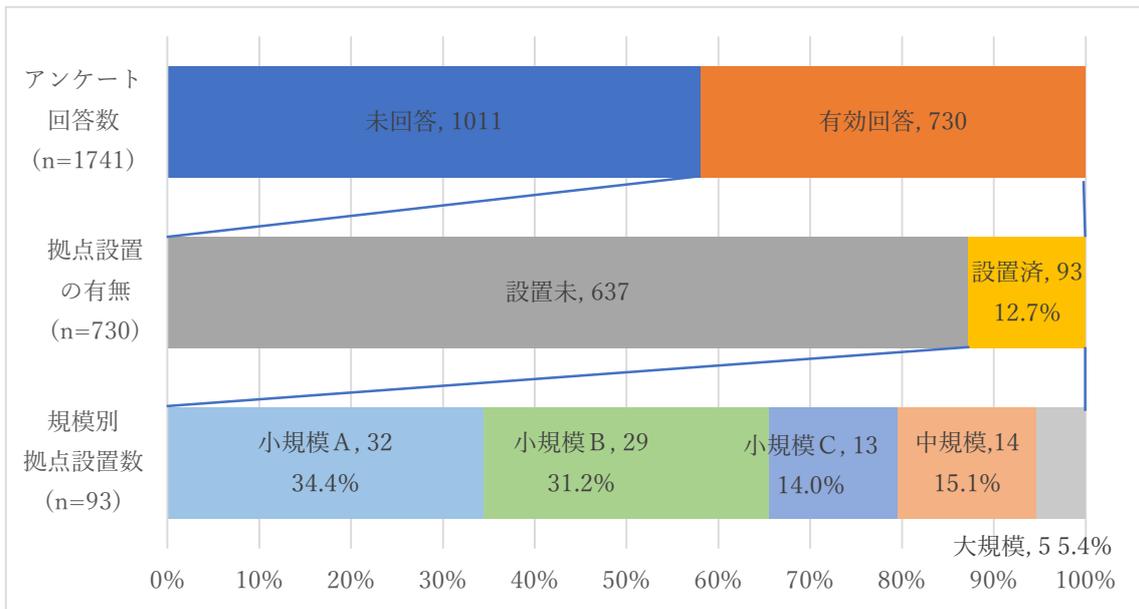
【設問3】拠点設置済み状況からみる規模別拠点設置率

回答のあった市区町村（基礎自治体）730のうち、【設問3】子ども家庭総合支援拠点について設置済み（平成30年2月1日時点）の市区町村は93であった。これを児童人口規模に応じた支援拠点の類型別に見ると、80%以上の市区町村が拠点未設置、特に小規模Aの設置が進んでいないという結果となった。

規模別の設置数は以下のとおり



なお、調査対象とした市区町村1741のうち、回答があったのは730(回答率41.9%)。うち拠点設置済の市区町村は93で回答のあった730のうちの12.7%だった。



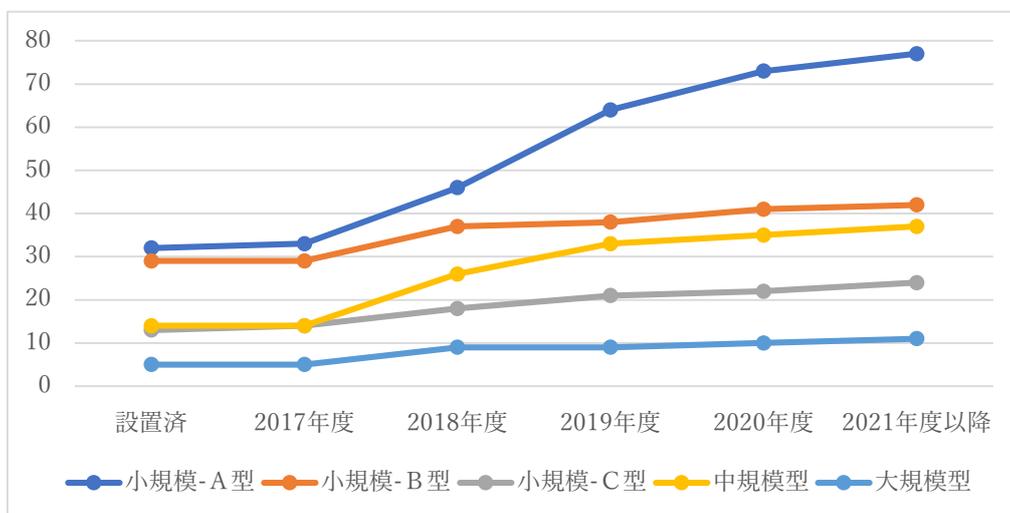
(2) 市区町村（基礎自治体）アンケート

【設問 3】子ども家庭総合支援拠点設置済と【設問 9】拠点設置予定から見る今後の規模別拠点数推移

2019 年度ごろから増えていく傾向が見て取れる。また、小規模 A 型と中規模型の設置が進む様子。

年度は未確定だが小規模 A 型設置予定が 54、小規模 B 型設置予定が 15、小規模 C 設置予定が 15、中規模型設置予定が 11 となっている。

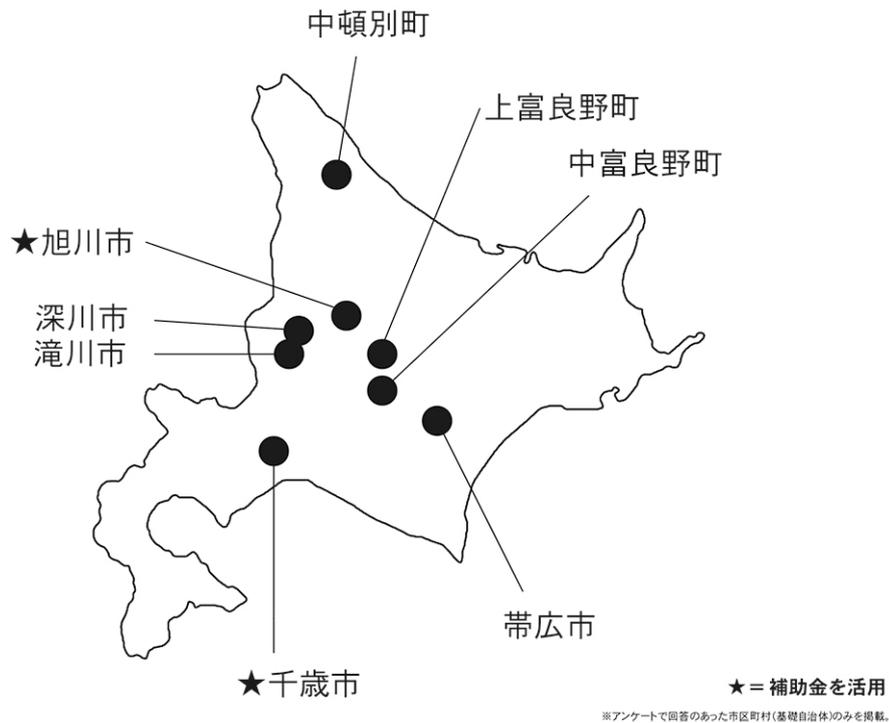
年度は確定しているが、拠点の規模を確定していない市区町村もある。2018 年度開設予定は 1、2019 年度開設予定は 2、2020 年度開設予定は 1、2021 年度以降開設予定は 1 となっている。



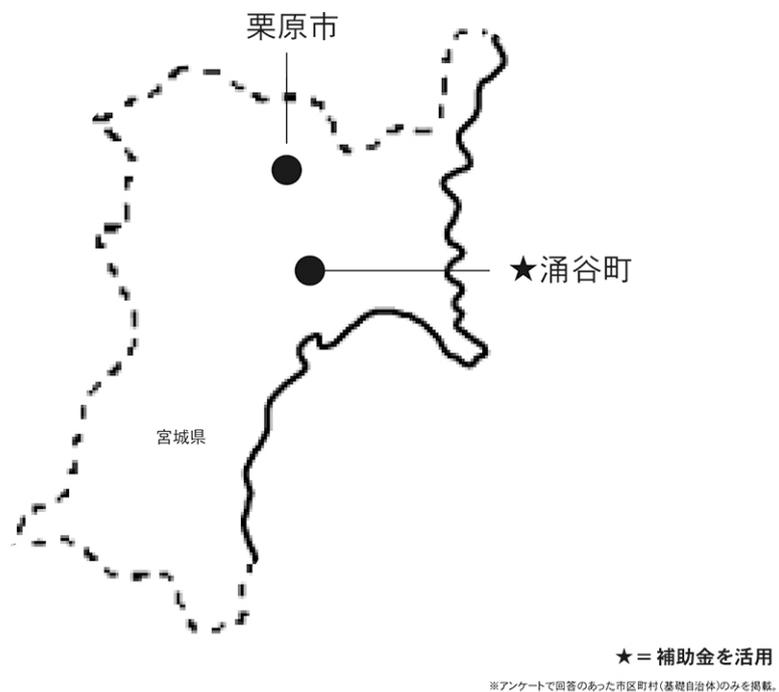
5. 【資料】エリア別の子ども家庭総合支援拠点設置状況

アンケートの【設問3】子ども家庭総合支援拠点について設置済み（機能設置）の有無（平成30年2月1日時点）と【設問4】国の補助金を受けて、支援拠点を設置した自治体より、エリア別の拠点設置状況をまとめた。

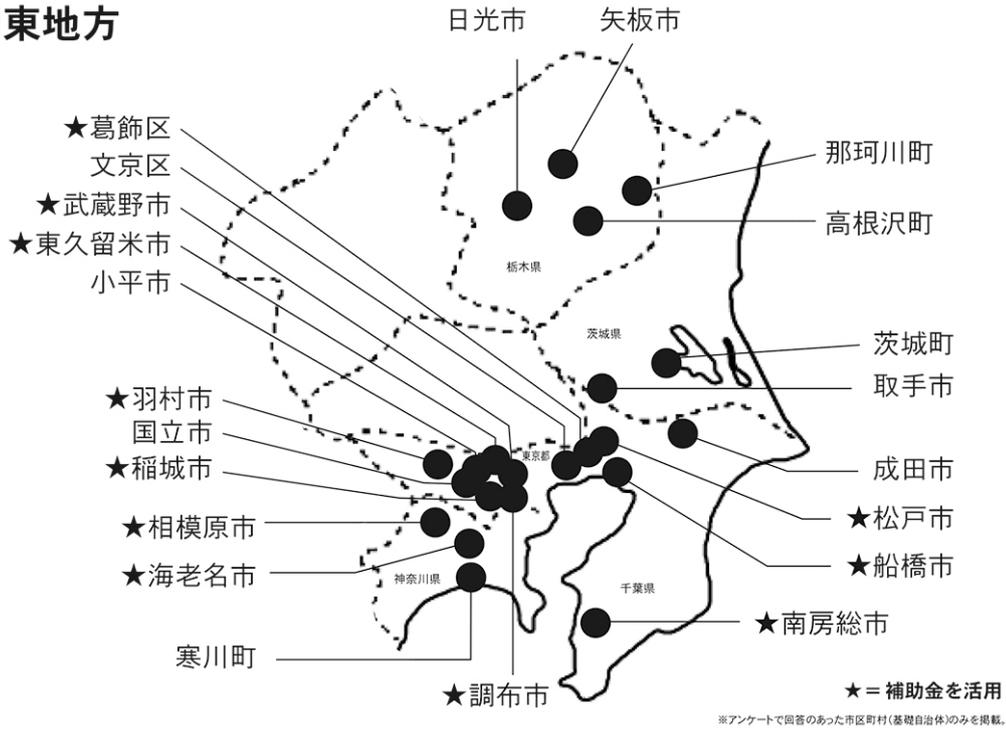
北海道



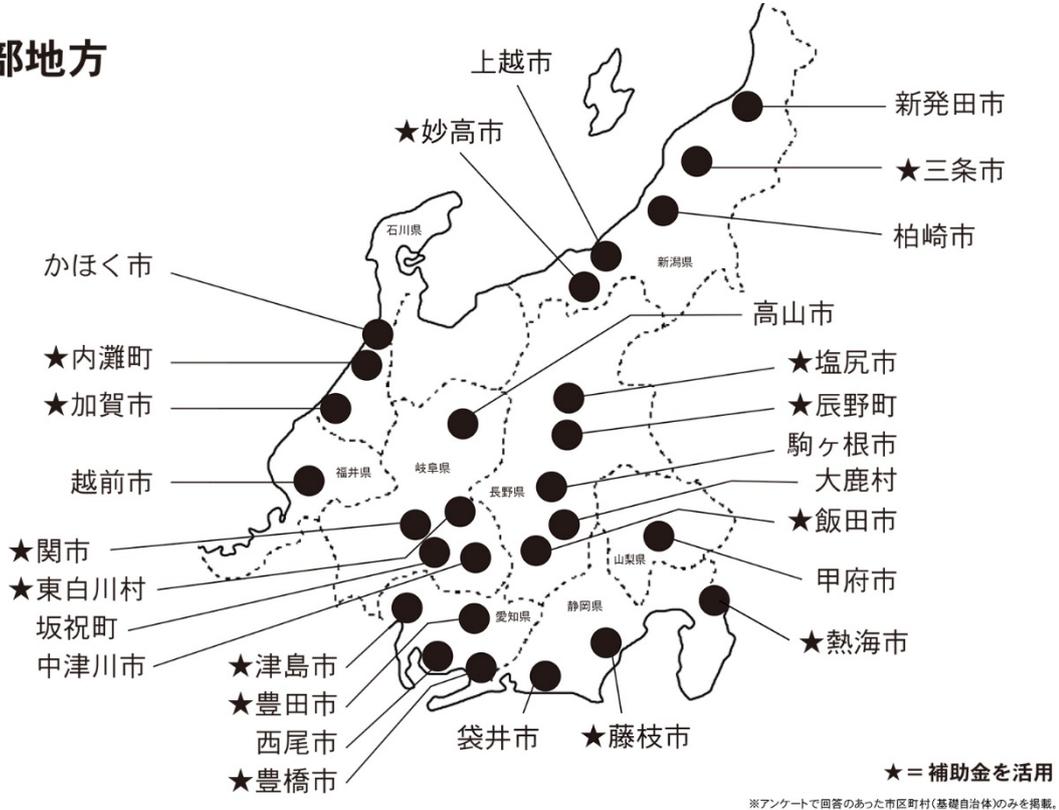
東北地方



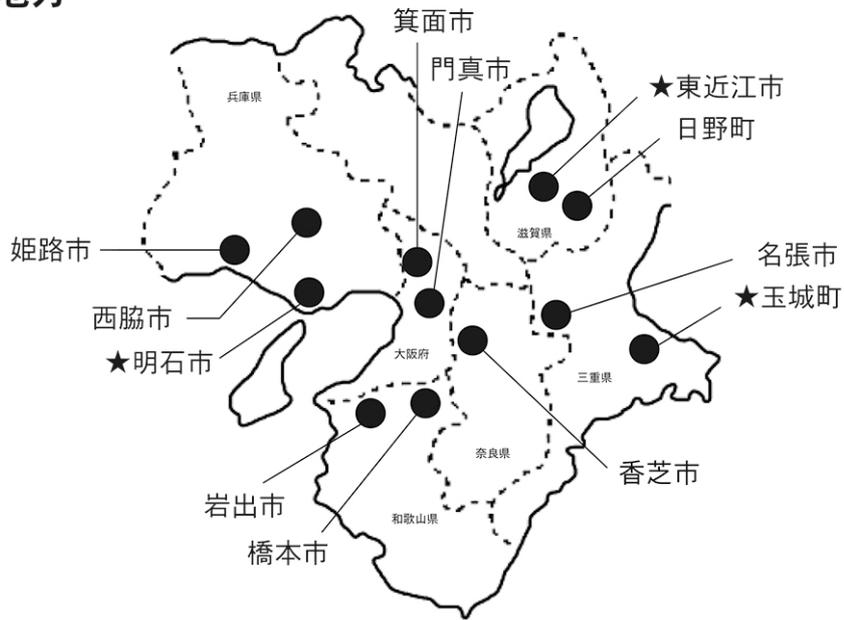
関東地方



中部地方



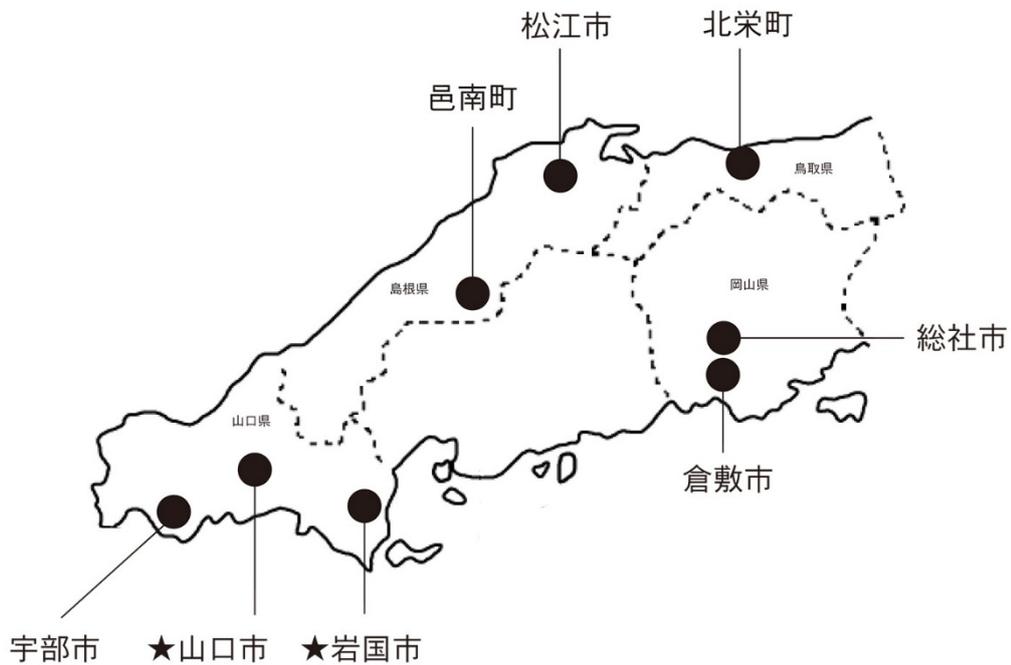
関西地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

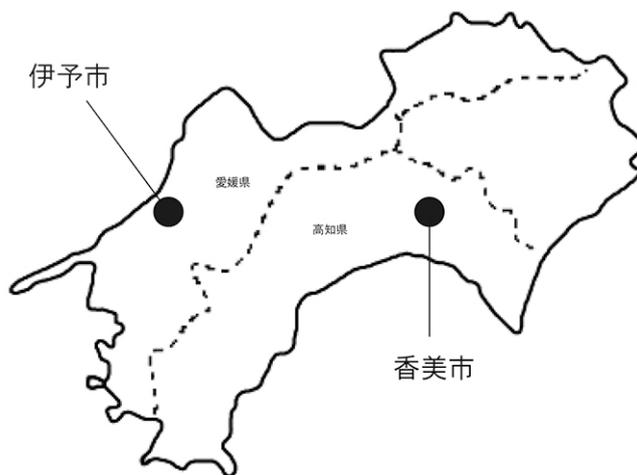
中国地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

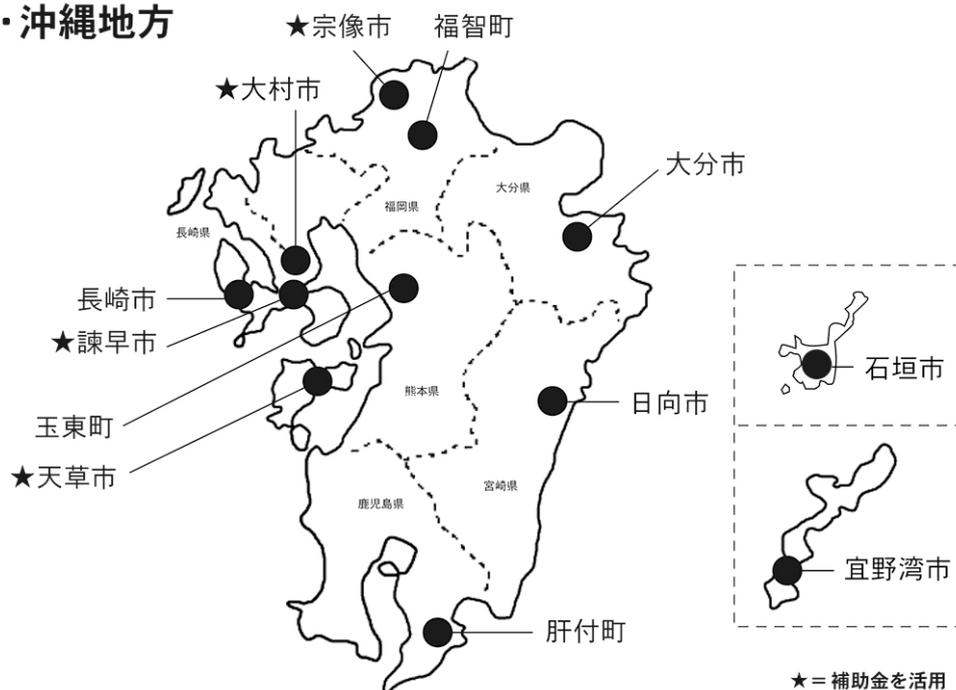
四国地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

九州・沖縄地方



★ = 補助金を活用

※アンケートで回答のあった市区町村(基礎自治体)のみを掲載。

第四章

支援拠点について自治体に支援・
助言を行うことのできる者の養成
報告に関して

第四章 支援拠点について自治体に支援・助言を行うことのできる者の養成報告に関して

1. 今回の調査委託研究に関連して行ってきたこと

(1) 現地ヒアリング及び個別電話ヒアリング

今回の調査においては、ヒアリングに際しても可能な限り、双方向での意見交換を行ってきた。支援拠点のワーキングでのやりとりや経緯の説明、要綱やガイドラインの説明や自治体からの質問を厚労省につなぐことや、その回答を伝達することも行ってきた。

その意味では、自治体に支援・助言を行うことのできる者を広げていったヒアリング調査でもあった。今回、ヒアリング調査に協力し、この支援拠点に関し、当初から市区町村に説明を行い、地域説明を行ってきている都道府県担当者は、今後の支援拠点の支援・助言を全国規模でも行えるチーム構成員となり得よう。

(2) 支援拠点に関する学会報告、説明会、報告会等

支援拠点に関する支援・助言者及び支援・助言者となりうる者との意見交換、報告会、説明会等に位置付けられる活動一覧をあげておく。

①平成 29 年 9 月 30 日（土）・10 月 1 日（日）

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2017 越前

第 2 分科会 子どもの虐待防止 コーディネーター

②平成 29 年 12 月 2 日（土）・3 日（日）

日本子ども虐待防止学会第 23 回学術集会ちば大会 大会企画シンポジウム 6

「市区町村・地域からの挑戦、子どものために未来を語る・創る」 座長

③平成 30 年 1 月 18 日（木） 世田谷区効果的な児童相談行政の推進検討委員会

④平成 30 年 2 月 8 日（木） 山口県要保護児童対策地域協議会説明講師

⑤平成 30 年 2 月 15 日（木） 川崎市子どもの権利委員会

⑥平成 30 年 2 月 21 日（水）福島県市町村子ども家庭相談支援講習会説明 同席

⑦平成 30 年 3 月 5 日（月）文京区地域の子育てサポート連絡会企画講演会説明講師

⑧平成 30 年 3 月 6 日（火）港区職員及び関係機関勉強会

「区の児童相談所と要保護児童対策地域協議会に求められること」講師

⑨平成 30 年 3 月 21 日（水）子どもの虐待防止セミナー

「妊娠期からの切れ目ない親子支援-保健医療・福祉・教育をつなぐ地域の役割」

【シンポジウム】市区町村は何を目指すのか 講師・シンポジスト

⑩平成 30 年 3 月 27 日（火）特別区 子ども家庭支援センター部会 説明報告

2. 今後の養成報告

(1) 養成に必要な要素

- ア. 拠点内容の正確な理解（必要性・他の制度との関係）
- イ. 個別の自治体からの問い合わせに具体的な説明・対応ができること
- ウ. 自治体の規模に応じて他の先進事例の紹介などができて、自治体における説明会や具体的支援アドバイスができること

(2) 現状（分析）

(ア) 支援拠点とは何か

今回のアンケート調査の困難さについて言及しておきたい。

今回のアンケート調査の困難さは、アンケートを送った後に、相当数の自治体担当者から「支援拠点」とは何か、具体的な説明を求められたことである。

電話でのやり取りは調査期間中日々5, 6件受けていたのが実態である。それだけ、「支援拠点」が児童福祉法に規定されたことも、その内容も知られていないことを実感した。

また、アンケート分析の結果からも、自治体の整合性がとれないカウントとなっているものが相当数あげられた。包括支援センターのスタートアップ、要対協のスタートアップと比較しても、知名度及び理解の低さは特筆すべきことである。

(イ) 支援拠点の内容説明

支援拠点については、自治体の保健、福祉、教育すべての施策や組織体制に関わる事柄であり、現場の相談部門の理解が深いことだけでは設置できない点が大きな課題である。組織的に人事・財政・法務部門等の事務セクションの理解が必要となる。

その意味では、相談担当部門と事務セクションの双方の具体的理解促進のために、機能設置の意味と補助金要件について、更なる詳細なFAQへの盛り込み、改訂が必要である。

(ウ) 現状は県の担当者が市区町村と国をつないで説明を行っている。

しかし、必ずしもそのような役割に積極的な都道府県ばかりではない。そして、その説明も必ずしも統一的でない状況がみられるようである。

基礎自治体側も、児童福祉法の改正についての理解が十分でない状況が多く見られた（特にアンケート依頼の場面で相当の時間が費やされた。）。

その意味では現段階では、拠点整備に関するわかりやすく具体的な統一的マニュアル作成が必要であろう。

そして、そのマニュアルに基づいて、実際に拠点未整備の自治体に赴き説明・アドバイスをしていくなどのきめ細やかな対応が必要となろう。スタートアップ要綱などを求める声もあった。

(3) 現時点で必要な養成手法

(ア)総論

設置促進を図る組織（運営）論に言及する必要性と手順・行程についての提示
今回の拠点設置に関しては、自治体側からすれば、組織構成・人員配置等を考える事務担当と相談・ワーク等を担っている福祉現場職員とが一緒に取り組んでいくことが必要である。福祉現場のソーシャルワーク担当職員に拠点設置の話をする、拠点において具体的にどのようにケースワーク・相談を担っていくのかという点ではガイドラインはよく書けており参考になるとの話を聞く（ただしガイドラインを全部読むとは思えないのでポイント概要版のようなものがあればよいとの話）。しかし現場のそれらの担当者が組織構成・人員配置等を決められるものではなく、人事・財政等いわゆる組織を作る官房系の職員が説明会に出て、法律を理解し、組織ラインをつくってもらい。両者がタッグを組んでいるところは設置が順調に進んでいるように思える。

(イ)手順・行程

①マニュアル作成（スタートアップメニューの作成含む。）

まず、上記拠点推進のための説明簡略マニュアル作成に関しては、今回のこのヒアリング調査報告書を基にすれば、数回程度の会議を経れば、作成が可能であろう。

②マニュアル作成後の説明チーム作り（普及啓発・相談受け）

日常的に拠点の説明を市区町村に行っている都道府県の担当者を構成メンバーとするチーム（会議）の編成を行う。社会的養育ビジョンにおいてもチーム編成についての提言がある。

③チームでの普及啓発・相談受け

このチーム（会議）メンバーが、個別の質問等に説明を行い、その説明事項をチーム（会議）で共有する。

要請があれば、要請に基づいて自治体向けの説明会(研修)を開くなど行っていくことで促進が地道に図られていくことと思う。

(※児童福祉法の改正理念・制定経緯を説明できること、他の先進自治体等の例をもとに、市区町村の現状を分かった上での選択提示や具体的なアドバイスができること、そのようなチームが常設・非常設で設置されることが望ましい。)

④チームメンバー選定と全国行脚

当然のことながら今回の調査チームが担える部分は多い。

また、都道府県担当者・先進自治体担当者、特に今回ヒアリングで意見交換をした都道府県や市区町村等の担当者らとのチームが年に何度か会議や研修を開くとともに、個別対応で説明や研修講師として自治体を回ることなどが有効で

あろう。

そして、これらの説明会・研修受講者などがまた広めていく。地域ごとに拠点開設促進のブランチがあるとよいとの提言も受けた。

おわりに (まとめ)

支援拠点は何のために改正児童福祉法において明文化されたのであろうか。

平成 28 年度中に児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、122575 件で過去最多となっている。市町村では 93458 件とこちらも過去最多を更新し続けている。平成 27 年度心中を除いて 48 例・52 人の児童虐待による死亡事件も起きている。

これらの数値は、虐待が決して特別な事案でないことを表している。もはや病理現象でないことは明らかである。誰の身にも起きうることであり、そして身近なところで現実に行っている。誤解を恐れずに述べれば、目をつぶっている人(見たくない人)に見えないだけの、日常風景である。

今回の児童福祉法の改正は、かかる日常風景となっている児童虐待に対して、子どもを中心にそして子どもを守るために養育者ごと支える。切れ目のない支援を行う。住民の一番身近な自治体が、敷居を低くして、いつでも気兼ねなく相談できる場所(物理的居場所だけでなく心の居場所)づくりをしていく。そして、命にかかわる虐待案件に迅速に対応できることはもちろん、その虐待に至る前の予防に力を入れ、妊産期からの切れ目のないアプローチとしての支援にも力を入れていく(「在宅」「里親」というキーワードを含む)。そういうものである。

自治体の規模や地域の特性によって、その相談場所づくりやソーシャルワークの手法は大きく異なる。

今回モデルとなった東京 23 区の子ども家庭支援センター事業が必ずしも先進的だとはいえない(東京ローカルルール)、当てはめられない、地域地域の事情がさまざま存在する。

例えば、支援の仕方は天候(雪・風・雨)等によって大きく制約される。その天候が日常的なものであればそれを踏まえた上での支援が必要となる。

カバーする範囲が島ばかりであり船や飛行機での移動支援が必要な地域がある。広大な土地面積を抱え、同じ自治体内の現場に優に 3, 4 時間かかる地域がある。電車ですぐ現場に駆け付けることができる地域とは、都道府県児童相談所と市区町村との関係の結び方やルールも大きく異なる。その地域の特性に応じた拠点作りが模索されねばならない。

一方で、どの地域でも同じだと感じることも多かった。虐待の見立て、支援者に専門的知見が必要なことは全国どこでも同じである。担当者の責任は重い。様々な縦割りの壁(教育の壁、保健の壁、事務・財政・人事等の壁、市町村と児童相談所との壁等)の存在での悩みは、どの自治体でも同じだと感じるものであった。

しかし、それらの対立は、それぞれの立場からの見立ての違いであり、その違った見立てをぶつけ合うことで見えてくる景色がある。その見立てのぶつけ合いこそが、子どもの命を救うことにもなる(保健師保育士心理士等の確保が難しい中で(また資格があればよいわけではなく子どもや保護者への深い理解が要求される)多職種の人員配置の基準への日案的な意見も寄せられた。しかし、それらの指摘への一つの回答となろう。)。一つずつの具体的ケ

ースはどれ一つとして同じものではなく、そのケースへの見立て、向き合い場面において、違ったバックグラウンド・専門・背景からの見方のぶつけ合いが必要なのである。

今回拠点設置を行い、充実した虐待対応をしていると感じた自治体では、多職の職員間の情報のやりとり、役割分担と連携チームワークが日々構築されていっている（常にリニューアル）ように感じた。そして児童相談所側からの景色でなく市区町村側からの強み・資源を意識したネットワーク作りをしているように思えた。

制度というのは固定的なものではなく、それをどう運用していくか、人同士のコミュニケーションで変わってくる。

強い使命感と目線が住民（子ども・養育者）に向けられている自治体担当者にとって、今回の法改正による拠点づくりは、あるべき自治体（特に基礎自治体）の子ども支援のモデルを提示しているように映るらしい。

法文やガイドラインではまだまだ抽象的な文言でしかないとのこと指摘を受けた。ワーキングでも可能な限り言葉を尽くしたガイドラインを提示したつもりであったが、現場からはなお抽象的なイメージを示されているようにしか思えない、更なる具体化が欲しいとの声も聞かれた。

今回のヒアリング等を通じた調査では、先行・先進自治体の具体的な姿（悩みや大事にしていることを含む）を紹介することを心がけた。

他の自治体が参考にし得る事柄については、この報告書に記載したつもりである。

しかし、この報告書紙面からだけでは伝えきれなかったものもある。それは、やはり全国の子ども支援に係る担当者の熱い思い・使命感であると思う。

ワーキングに属し、かつ、この拠点の調査報告を担当した者として、この調査報告書をまとめた後も、拠点を全国に設置すべく、さらなる伝導者となる必要があると強く感じた所以である。

今回アンケート・ヒアリングに付き合ってくださった全国の同じ思いを有する担当者に感謝の念を伝えるとともに、この報告書を目にされた自治体関係者が拠点設置に向けてもう一歩踏み出していただけることを願って報告書のまとめとする。

研究協力者また鈴木研究室のゼミ員にも感謝を込めて。

2018年3月23日脱稿

參考資料

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査

【ご注意】

■入力内容の保存が必要な方へ

送信前に入力内容の保存が必要な方は、確認画面を、スクリーンショット等で保存する方法があります。

■入力内容を修正したい方へ

一度入力した内容を後から修正できないので、修正したい方はもう一度最初から入力して下さい。過去の回答はこちらで破棄します。

* * * *

平成 29 年 3 月 31 日付・雇児発 0331 第 49 号「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(以下「本通知」という。)の項目に基づきお聞きします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>

質問は 10 あります。平成 30 年 2 月 1 日付現在でご回答ください。質問によって記入の仕方が異なっているにご注意ください。

※この調査は、日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室が厚生労働省より子ども・子育て支援推進調査研究事業に関する補助金を受け、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室と連携して行うものです。

※このアンケートは NPO 法人きずなメール・プロジェクトが運営しています。

*は必須項目です

*1、貴自治体の市区町村名を都道府県名からご回答ください。

2-(1)、貴自治体の面積をご回答ください。(単位は「km²」で、半角数字でご回答ください)

例)〇〇市 2,177.61km² → カンマ、単位は取り小数点以下は四捨五入して「2178」とご回答ください。

*2-(2)、貴自治体の人口をご回答ください。(人数のみを半角数字でご回答ください)

(例)東京都 13,742,906 人 → 「13742906」と回答。

※平成 29 年 4 月 1 日でご回答ください。

*2-(3)、貴自治体の児童数をご回答ください。(人数のみを半角数字でご回答ください)

※18歳未満人口

※平成29年4月1日でご回答ください。

3、貴自治体では平成30年2月1日時点で、子ども家庭総合支援拠点について設置済み(機能設置)ですか。設置済みの場合には本通知5(1)(このアンケートにおいて参考抜粋)のどの類型に該当するの
かご回答ください。(複数回答可)

- 小規模-A型
- 小規模-B型
- 小規模-C型
- 中規模型
- 大規模型

※なお、設置済みか否かは機能設置しているか否かであり、必ずしも国の補助金交付要件を充
たしているか否かとは一致しません。

【参考】

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

① 小規模型【小規模市・町村部】

ア 小規模A型:児童人口概ね 0.9 万人未満(人口約 5.6 万人未満)

イ 小規模B型:児童人口概ね 0.9 万人以上 1.8 万人未満(人口約 5.6 万人以上約 11.3 万人
未満)

ウ 小規模C型:児童人口概ね 1.8 万人以上 2.7 万人未満(人口約 11.3 万人以上約 17 万人
未満)

② 中規模型【中規模市部】:児童人口概ね 2.7 万人以上 7.2 万人未満(人口約 17 万人以上
約 45 万人未満)

③ 大規模型【大規模市部】:児童人口概ね 7.2 万人以上(人口約 45 万人以上)

の5類型に区分する。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした
広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の
設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが求めら
れる。

4、国の補助金を受けて、支援拠点を設置した自治体にお聞きします。支援拠点の設置数をご回答くださ
い。

- 1カ所
- 2カ所

○ 3カ所

○ 4カ所以上

各支援拠点の配置人員等についてご回答ください。4カ所以上ある場合は、3カ所目まで回答して、4カ所目以降は備考欄にご記入ください。

※人員のカウントの仕方に関しては通知 6. 職員配置(3)参照及び「市町村子ども家庭支援指針」(ガイドライン)107頁・113頁別表参照

※当分の間、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員については、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修(児童福祉司任用前講習会)を受けた者も認める。

※安全確認対応職員及び事務処理対応職員については特に資格の定めはないが、補助金要綱(「児童虐待防止対策支援事業の実施について」(平成17年5月2日雇児発第050001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙))の説明を一部抜粋する。

・安全確認対応職員:児童虐待の通告のあった子どもについて、目視による安全確認の補助を行う。
(安全確認等対応職員は、児童相談所又は市町村に配置する。特に、児童虐待の通告のあった子どもについての安全確認や調査等の初期対応を強化する観点から、複数名の安全確認対応職員を配置することが求められる。①安全確認等対応職員については、警察官OB等その業務を遂行するにふさわしいと考える者を充てること。②子どもの安全確認は年間を通じてその体制強化を図る必要があることから、安全確認対応職員は、可能な限り、年間を通じて週28時間程度の勤務とすることが望ましいが、短時間勤務の複数の非常勤職員を任用するなどして対応しても差し支えない)

・事務処理対応職員:児童相談所又は市町村において、児童記録の整理や相談の受付等の業務を行う。

【1カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【2カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【3カ所目】

アー1 子ども家庭支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

アー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

イー1 心理担当支援員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

イー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

ウー1 虐待対応専門員の人数(常時)(半角数字でご回答ください)

ウー2 有する資格等についてご回答ください。該当者が複数いる場合は、それぞれの該当者の資格をご回答ください。

エ 安全確認対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

オ 事務処理対応職員の人数(半角数字でご回答ください)

ア～ウの合計人数(半角数字で回答ください)

ア～オの合計人数(半角数字でご回答ください)

【備考】

5、支援拠点を設置済み(機能設置)の自治体にお聞きします。支援拠点の位置付けを貴自治体の中でどのように明記していますか。ご回答ください。(複数回答可)

- ①条例、規則等で明記している。
- ②要綱、指針等で明記している。
- ③自治体の計画、施策等で明記している。
- ④自治体の予算等の項目で明記している。
- ⑤その他
- ⑥特に明記はしていない。

【備考】上記で⑤を選んだ場合又は選択した項目の補足説明としてご記入ください。

6、本通知6.(4)人材育成について、お聞きします。支援拠点に配置する職員に関してどのような定め、運用、工夫をしていますか。ご回答ください。(複数回答可)

- ①保健、子ども(保育園等含む)、福祉、教育等関係部署との間での相互交流(異動)を行っている
- ②在部署年数を他の部署よりも長くしている
- ③専門能力を有する職員を外部から任用・採用している
- ④拠点に必要な職員の研修受講を義務化している
- ⑤職員に社会福祉士、保育士等の資格取得のための支援を行っている
- ⑥新人職員とベテラン職員が組んで対応している
- ⑦マニュアル整備をして職員間で確認している
- ⑧その他

上記を選んだ上で、詳細をご記入ください。

7、支援拠点設置済みの自治体にお聞きします。設置までの課題および有効だった項目を下記よりお選び下さい。(複数回答可)※支援拠点設置が確定している自治体もご回答ください。

- ①国の支援
- ②都道府県の支援

- ③条例、規則等の整備
- ④要綱、指針等の整備
- ⑤自治体の計画、施策への明記(施策実現の優先順位を上げることを含む)
- ⑥組織変更
- ⑦首長のリーダーシップ
- ⑧庁内関係機関との連携
- ⑨地域の専門機関との連携(医療、弁護士会その他)
- ⑩その他

上記有効だった項目について具体的にご回答ください。

①国の支援

②都道府県の支援

③条例、規則等の整備

④要綱、指針等の整備

⑤自治体の計画、施策への明記(施策実現の優先順位を上げることを含む)

⑥組織変更

⑦首長のリーダーシップ

⑧庁内関係機関との連携

⑨地域の専門機関との連携(医療、弁護士会その他)

⑩その他



8、支援拠点の一部委託をしていますか。

- 一部委託している。
- 一部委託していない。

一部委託している場合にはその内容についてご回答ください。



*9、貴自治体における支援拠点設置の可否・予定について下記より選んでください。

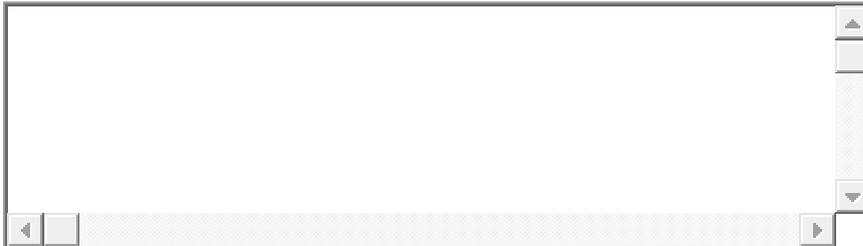
- 既に設置済み
- 設置予定は 2017 年度中
- 設置予定は 2018 年度中
- 設置予定は 2019 年度中
- 設置予定は 2020 年度中
- 設置予定は 2021 年度以降
- 未定
- そもそも設置予定なし

設置予定の場合は、その類型についてご回答ください。(複数回答可)

- 小規模-A型

- 小規模-B型
- 小規模-C型
- 中規模型
- 大規模型

【備考】

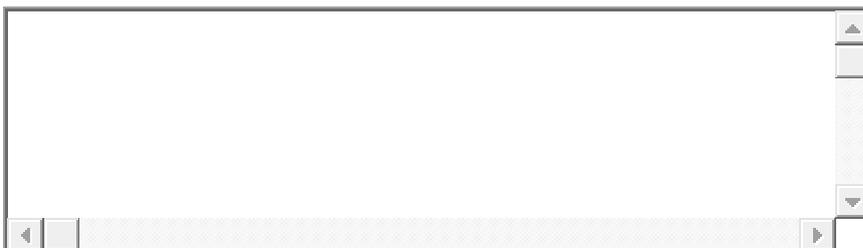


10、現在、支援拠点設置していない自治体にお聞きします。支援拠点を設置するに当たり、ネックになっていることはなんですか。下記よりお選びください。(複数回答可)

- ①財政面の問題
- ②人の確保の問題
- ③法的根拠付け・位置付け(条例・規則・要綱の制定など)の問題
- ④組織・制度の変更または一体化の問題
- ⑤物的設備等の問題
- ⑥その他

上記を選んだ理由や原因を具体的にご回答ください。

①財政面の問題



②人の確保の問題

③法的根拠付け・位置付け(条例・規則・要綱の制定など)の問題

④組織・制度の変更または一体化の問題

⑤物的設備等の問題

⑥その他(自由記載)

*回答部署

*担当者氏名

*メールアドレス

*連絡先

 - -

【お願い】

現在国では、支援拠点設置を加速化するための具体的な説明資料作成や拠点設置に向けた助言ができる人材育成を目指しております。

その資料作成にあたり、参考にすべき貴自治体の取組・説明資料等、または有効だと考える資料がございましたらお知らせください。

また、今後、直接自治体にお伺いさせていただき、ヒアリングを行う予定です。

ヒアリングの際には、当日改めてお伺いさせていただく項目があるかと思えます。ご協力の程お願い申し上げます。写真撮影等もお願いできれば幸いです。

【ご注意】

■スクリーンショットの方法

キーボードの「PrtSc」を押した後、ペイントソフト等を起動して貼り付けて保存する等の方法があります。

支援拠点整備に関するアンケート(都道府県)

【ご注意】

■入力内容の保存が必要な方へ

送信前に入力内容の保存が必要な方は、確認画面を、スクリーンショット等で保存する方法があります。

■入力内容を修正したい方へ

一度入力した内容を後から修正できないので、修正したい方はもう一度最初から入力して下さい。過去の回答はこちらで破棄します。

* * * *

平成 29 年 3 月 31 日付・雇児発 0331 第 49 号「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」(以下「本通知」という。)の項目に基づきお聞きします。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000161700.pdf>

平成 30 年 2 月 1 日現在でお答えください。大きな質問が7つあります。質問によって記入の仕方が異なっているのご注意ください。

※この調査は、日本大学危機管理学部鈴木秀洋研究室が厚生労働省より子ども・子育て支援推進調査研究事業に関する補助金を受け、厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課 虐待防止対策推進室と連携して行うものです。

※このアンケートは NPO 法人きずなメール・プロジェクトが運営しています。

*は必須項目です

*1、都道府県名

*2ー(1)、貴自治体の人口(人数のみを半角数字でご回答ください)

(例)東京都 13,742,906 人 → 「13742906」と回答。

※平成 29 年 4 月 1 日現在でご回答ください。

*2ー(2)、貴自治体の児童数(人数のみを半角数字でご回答ください)

※18 歳未満人口

※平成 29 年 4 月 1 日現在でご回答ください。

*3、貴自治体において、改正児童福祉法に基づく「市町村子ども家庭総合支援拠点」(以下「支援拠点」という。)の設置促進を担当する所管部署名をお答えください。

4、貴自治体では、支援拠点の説明をどのように行っていますか。下記よりお選びください。(複数回答可)

- (1)市町村への説明用のマニュアルを整備している。
- (2)説明会等を開催して市町村に説明している。
- (3)本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している。
- (4)その他
- (5)特に説明を行っていない。

上記回答に関して、それぞれ、具体的にその方法についてご回答ください。

(1)市町村への説明用のマニュアルを整備している。



(2)説明会等を開催して市町村に説明している。



(3)本通知を参考に、質疑があれば個別に説明している。



(4)その他(自由記載)

(5)特に説明を行っていない。(自由記載)

5、上記と関連しますが、貴自治体では、今後市町村(特別区含む)の支援拠点設置促進に向けてどのような支援・働き掛けを行っていく予定ですか。

- ①財政面での支援(独自の補助金など)
- ②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)
- ③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む)
- ④法制度設計支援(要綱案の提示など)
- ⑤その他

上記回答に関して、それぞれ具体的にその方法についてご回答ください。

①財政面での支援(独自の補助金など)

②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)

③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)



④法制度設計支援(要綱案の提示など)



⑤その他



6、貴自治体が市町村(特別区含む。)の支援拠点設置を働きかける上でどのような課題がありますか(見つけられましたか)。

- ①財政面での支援(独自の補助金など)が難しい。
- ②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)が難しい。
- ③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)が難しい。
- ④法制度設計支援(要綱案の提示など)が難しい。
- ⑤その他

上記回答に関して、それぞれ具体的にその課題についてご回答ください。

①財政面での支援(独自の補助金など)が難しい。

②人的支援(職員の派遣、職員の派遣受け入れ、職員の交流等)が難しい。

③人材育成支援(都道府県が行う児童福祉司任用前講習会の増加など含む。)が難しい。

④法制度設計支援(要綱案の提示など)が難しい。

⑤その他

7 支援拠点設置促進に向けて有効だと考える手法がございましたらご回答ください。

*回答部署

*担当者氏名

*メールアドレス

*連絡先

 - -

※なお、市区町村には以下のアンケートに回答していただいています。入力できませんが、質問項目を見ることができます。

子ども家庭総合支援拠点の設置促進に向けた支援手法に関する調査 アンケートフォーム

<https://business.form-mailer.jp/fms/06fbc90980483>

【お願い】

現在国では、支援拠点設置を加速化するための具体的な説明資料作成や拠点設置に向けた助言ができる人材育成を目指しております。

その資料作成にあたり、参考にすべき貴自治体の取組・説明資料等、または有効だと考える資料がございましたらお知らせください。

また、今後、直接自治体にお伺いさせていただき、ヒアリングを行う予定です。

ヒアリングの際には、当日改めてお伺いさせていただく項目があるかと思えます。ご協力の程お願い申し上げます。写真撮影等もお願いできれば幸いです。

【ご注意】

■スクリーンショットの方法

キーボードの「PrtSc」を押した後、ペイントソフト等を起動して貼り付けて保存する等の方法があります。

<参考 URL>

(1) 雇児発 0331 第 49 号 平成 29 年 3 月 31 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

「市区町村子ども家庭支援拠点の設置運営等について」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/YUOV50QM/000161700.pdf>

(2) 平成 29 年 8 月 17 日 「自治体向け FAQ」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/1D0QM8L3/000174845.pdf>

(3) 雇児発 0331 第 47 号 平成 29 年 3 月 31 日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（公印省略）

「市区町村子ども家庭支援指針」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/R5B1L3T0/000161704.pdf>

(4) 平成 29 年 8 月 2 日 「新しい社会的養育ビジョン」

<file:///C:/Users/User/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/BKMN65HY/000173888.pdf>

研究体制 研究代表 日本大学危機管理学部准教授 鈴木秀洋
ヒアリング協力・報告書作成協力
鈴木秀洋研究室
荒井真子・石川めぐみ・井上玲亜・大野響・小田くるみ・
木森麻紀・黒田佳祐・小島佳那子・川口千香子・齋藤篤子
その他協力 岡田憲史・後藤沙耶香・柳本栞那・金井啓起・高田明音・寺町遼
花・寺町悠生・齋藤直巨・白田有香里
港区 中島由美子・保志幸子
大田区 小島美樹
文京区 松本美紀・二島克良
アンケート作成・分析協力
特定非営利活動法人きずなメール・プロジェクト
大島由起雄・山崎佐絵 / 二島克良・井上玲亜
研究意見交換 奥山眞紀子・中板育美・吉澤みどり

当該報告書（成果）の公表方法

当該報告書（成果）については、日本大学危機管理学部のホームページに掲載して行う。